

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第18条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会に関すること。

第40条の表中

「

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
--------------	---	-----------

」

を

「

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
高知県いじめ問題調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第15条の規定による高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事	人権教育課

」

実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県いじめ防止対策推進法施行条例第 3 条の規定により設置される「高知県いじめ問題対策連絡協議会」及び同条例第 14 条の規定により、教育委員会の附属機関として設置される「高知県いじめ問題調査委員会」に関する事務を人権教育課の分掌事務に追加するとともに、「高知県いじめ問題調査委員会」を附属機関の担当事務等を規定する高知県教育委員会行政組織規則第 40 条の規定に追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第 18 条 人権教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会に
関すること。

(6) 略

(7) 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担任意務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担任意務	所管課
高知県 教科用 図書選 定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 11 条第 1 項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	小中 学校 課
高知県 産業教 育審議 会	産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 12 条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高等 学校 課
高知県 社会教 育委員	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯 学習 課

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第 18 条 人権教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

第 7 章 附属機関

(附属機関)

第 40 条 附属機関の名称、担任意務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担任意務	所管課
高知県 教科用 図書選 定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 11 条第 1 項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	小中 学校 課
高知県 産業教 育審議 会	産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 12 条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高等 学校 課
高知県 社会教 育委員	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規定による社会教育についての教育委員会に対する助言に関する事務	生涯 学習 課

高知県立図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課
高知県いじめ問題調査委員会	高知県いじめ防止対策推進法施行条例(平成26年高知県条例第59号)第15条の規定による高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	人権教育課

高知県立図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項の規定による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯学習課
高知県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審査委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定に関する事務	文化財課
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化財課
高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課

県に置く組織の設置イメージ

法=いじめ防止対策推進法

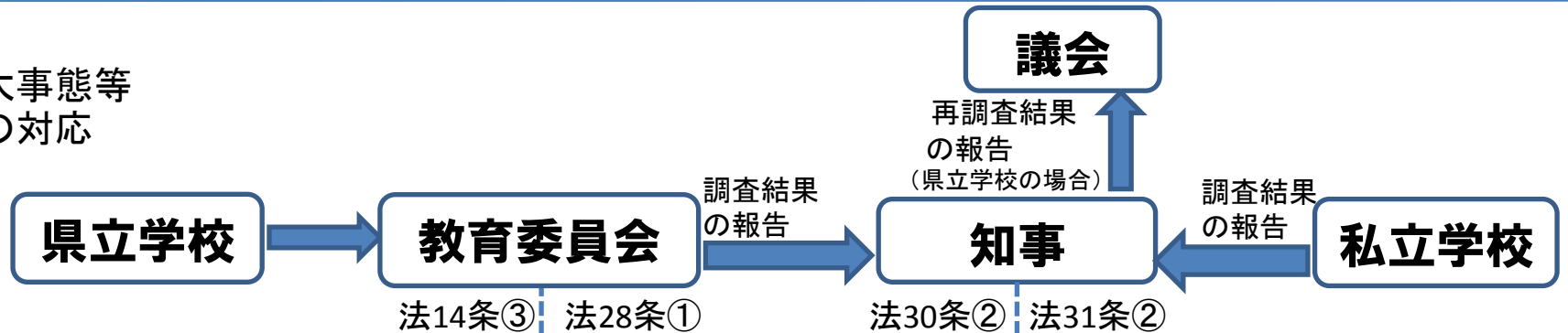
法14条①

県を挙げた
取組の推進

高知県いじめ問題対策 連絡協議会

役割…いじめの防止等に関する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。
構成員…知事、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、高知地方方法務局、県警察本部、その他の関係機関・団体に属する者並びに学識経験を有する者

重大事態等
への対応



高知県いじめ問題 調査委員会

役割…◎県立学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認・調査を行う。
※調査を設置者として教育委員会が行う場合
◎必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的な見地からの審議を行う。
構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者

高知県いじめ問題 再調査委員会

役割…法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要に応じて調査（以下、再調査）を行う。
構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者。ただし、調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としない。

※市町村も同様の対応が必要

高知県いじめ問題調査委員会 (教育委員会の附属機関)

◎いじめ防止対策に係る調査審議

必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的見地からの審議を行う。

法14条③

◎重大事態の調査

県立学校において発生した法第28条①に規定する重大事態に係る事実関係の確認・調査を行う。
(調査を設置者として県教育委員会が行う場合)

調査にあたる委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者を除く。

法28条①

③※

委員

10人以内(任期:2年)

学校関係者

PTA関係者

市町村教育委員会関係者

学識経験者

弁護士

精神科医

臨床心理士

※必要に応じて臨時委員を置く

《県立学校》

重大事態の発生

報告

《県教育委員会》

- ①知事へ重大事態発生の報告
- ②調査主体の決定
- ③調査の実施(学校または県教委※)
- ④知事へ調査結果の報告
- ⑤調査結果を踏まえた措置

報告

《知事》